

役員のための財務税務会社法ニュース
マネジメント・リポート

今回のテーマ： 企業結合に関する会計基準の改正

平成25年9月13日に公表された「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）」が平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用（一部、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用されるものを含む）されます。

1. アドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等が費用処理されます

連結財務諸表上、従来は、連結手続を経てのれん（のれん又は負ののれんを指します。以下、同様。）の一部を構成していましたが、今後は、発生した事業年度の費用となります。

なお、個別財務諸表上は従来どおり、取得原価に含めます。

2. 被取得企業の資産及び負債への取得原価配分が遡及処理されます

取得企業においては、例えばPPA（Purchase Price Allocation）等の手続を経て買収金額（=取得原価）を被取得企業の資産や負債に配分しますが、企業結合時には入手可能な情報等に基づき暫定的な配分を行い、その後1年間かけて、精緻な配分を行うことも認められます。この点に関連し、従来は、確定した配分額と暫定的な配分額の差額を確定した年度の特別損益としていましたが、今回の改正により、企業結合時点に遡って配分額を修正することになりました。

このため、配分額が確定した連結会計年度の比較情報に影響が生じます。

3. 子会社株式の追加取得／一部売却では、のれん／売却損益が発生しません

買収によって子会社化した時点ではのれんが発生しますが、子会社株式を追加取得した時点では、今後はのれんは発生せず、従来ののれん相当額が「資本剰余金」となります。このため、例えば対象会社の株式100%を取得しようとするとき、最初に60%取得してその後40%を追加取得する場合と、一度に100%取得する場合とでは、のれんの金額に影響が生ずる可能性があります。

また、株式売却についても同様に、対象会社を連結範囲から除外するときには子会社株式売却損益が発生しますが、子会社株式を一部売却したときには今後は売却損益は発生せず、従来の売却損益相当額が「資本剰余金」となります。このため、一度に全ての株式を売却する場合と段階的に売却する場合で株式売却損益に影響が生ずる可能性があります。

4. 当期純利益の意味が変わります

従来の当期純利益には、子会社の損益のうち、親会社に帰属する部分だけが含まれていましたが、今後は非支配株主に帰属する部分も含むことになります。

お見逃しなく！

コストアドバイザーへの報酬など、新基準の適用によって連結損益に直接の影響が生ずることになります。また、企業結合の手法によって連結損益に影響を与えることも考えられます。企業結合の検討にあたっては、この点を十分に検討することが望まれます。